

埼玉県介護支援専門員協会機関紙

第 10 号

発行 埼玉県介護支援専門員協会 事務局 さいたま市浦和区仲町 2 - 13 - 8 ほまれ会館内 3F

シリーズ・介護支援専門員に求められる新しい課題 その 1・介護保険と介護支援専門員の役割

埼玉県介護支援専門員協会
広報担当理事 峯尾 武巳

機関紙第9号でお知らせしましたように、平成15年度から介護支援専門員実務研修のカリキュラムが変更になりました。今回から4回シリーズで、実務研修の内容に沿いながら改正点等について報告したいと思います。

第1回目は「介護保険と介護支援専門員の役割」というテーマで、今一度、介護保険制度全体の中から介護支援専門員の役割を考えたいと思います。

介護保険制度はいうまでもなく、急速に進む高齢社会の介護問題に国民全体で対応するために、市町村を保険者とし、国民(40歳以上)の保険料と税金で運営される社会保険制度です。介護保険の目的については、介護保険法第1条及び第2条で説明されているとおり「自立支援」を基本とした「介護サービスの社会化」「尊厳ある老後の社会支援」「自助努力」にあります。そして、要支援・要介護認定を受けた利用者は、介護支援専門員が作成した「居宅サービス計画」と「施設サービス計画」(以下ケアプラン)に基づき介護サービスの提供を受けることが可能となります。(一部、自己作成のケアプランもあります)

今回の研修内容改正の中で強調されている点は、介護支援専門員の役割はケアプランを作成することではなく、ケアマネジメントのプロセス全体を管理すること 介護支援専門員の業務は個人的な、また、1事業所の行う行為でもなく、社会的責任の伴う「制度的行為」であること そのためには、利用者の人権、人格の尊厳、個人の秘密の保護、公正・中立などの倫理や専門的な技能が必要であると説明されています。

この背景には、要支援及び、要介護1・2の認定者の増加と、施設介護から在宅生活への移行の問題等が指摘されています。つまり、介護給付費の増加と増え続ける施設志向にどう対応するかということが課題であるということです。保険給付費増加の背景には、要支援、要介護1・2程度の人達に対する車椅子や介護用ベッドのサービス提供等、不適切と思われるサービスの提供、サービスを利用しても生活力の回復や介護度の軽減が見られない等の指摘があります。その原因としては、利用者の要望のみによる「御用聞きプラン」 居宅介護支援事業所とサービス提供事業所が一体となっている場合等によるサービスの誘導 サービス担当者会議の未開催等による利用者の生活状況確認が不十分で、プラン優先のケアマネジメントの横行等が指摘されています。この点に関しては現在、ケアマネの担当利用者数を30人とする 居宅介護支援事業所とサービス提供事業所の分離 居宅介護支援事業所の責任者を介護支援専門員とすること等が検討課題としてあがっています。

会員の皆様からは「忙しくて、サービス担当者会議は開けない」という声が聞こえてきそうですが「どうしたら開催できるか」「何処まで実行できるか」という、前向きな姿勢で取り組んでいただきたいと思います。そういった努力が社会的な信用につながっていくのだと思います。

次回は、「問題解決型から生活支援型ケアプランへ」と題して説明したいと思います。

特別企画

ケアマネ 座談会



大竹 喜一さん
(上尾市)「ケアマ
ネの会上尾」代表
特別養護老人ホー
ムあけぼの施設長



吉田 静子さん
(上尾市)
上尾市介護保険課



門倉 克稔さん
(行田市)
特別養護老人ホー
ム緑風苑



椎野 境子さん
(さいたま市)
さいたま市在宅介
護支援センター
ザイタック



望月 貢さん
(川口市)
アサヒサンクリー
ン埼玉営業所

和田理事 忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。機関紙の発行を担当している広報部の和田です。今日は会員の方々や地域の会の方々からお話を伺い、会員の皆様の要望等を少しでも理解し、協会の活動に生かしたいという広報部の発案で5名の方々にお集まりいただきました。

自己紹介

吉田 上尾市の介護保険課で認定調査等の仕事に携わっています。以前、機関紙にも投稿しましたが、ケアマネの資格は取ったが仕事についていない会員についても考えていってほしいと思っています。

大竹 ケアマネの会上尾の代表をしています。協会の設立総会には参加しましたが、その後、具体的な連絡もなく、入会しているメリットを感じなくなったので、現在は非会員です。

椎野 病院のケースワーカーから、現在、関連事業所(さいたま市)でケアマネの仕事をしています。協会への加入は自己研鑽したいという気持ちからです。地域の会にも加入しています。

門倉 行田市の特養でケアマネ業務をしています。介護保険開始当時は在宅のケアマネの話題ばかりで、施設のケアマネの存在感が薄く、協会の活動にもあまり興味はありませんでした。協会への加入は情報源のひとつと考えていますが、「会費に見合う情報量」という観点からはあまりメリットがないように感じます。

望月 川口市の民間事業所でケアマネをしています。関東近県で事業展開をしているので比較的広範囲に情報が入っています。正直、地域の会と県の協会と二つの組織の加入は会費のことを考えるとつらいものがあります。今回、インターネットで埼玉県協会のホームページを見て、色々活動しているようなので思い切って入会しました。

現状と協会への期待

和田 ありがとうございます。早速ですが、皆様の現在の課題等について聞かせていただけますか。

吉田 最初に述べたように、県の協会には居宅介護事業所中心の活動ではなく、職能団体としての活動を期待しています。保険者の立場で仕事をしていますが、ケアマネの育成には現場に即した企画が大切だと日頃から思っています。

大竹 平成15年度から施設のケアプランやケアマネの設置が義務付けられたことから、地域の会でも「施設部会」検討の必要性を感じています。また、ケアマネのレベルアップだけでなく、サービスを利用する本人や家族の主体的な参加の仕方についても考える必要があると思っています。

門倉 先ほども言いましたが、施設のケアマネの存在感の薄さを感じています。施設の立場から考えると、情報の発信よりも受信が多い。協会の活動にも施設部分の活動があればと思っています。

椎野 私は現場だけで仕事をしていると視野が狭くなるので、これでいいのかなという不安がいつもあります。他の人達はどうしているのかなという。だから外に目を向けるようにしています。

情報と研修について

和田 今、情報と研修についてお話がありましたが、この点についてはどうでしょうか。

望月 会社組織なので研修等の情報は多いです。情報の集め方、情報・研修の意味を考えて、何を選択するかということを考えています。研修会では主に「事例から学ぶ」ということを考えています。地域の会ですと顔見知りが多く、本音が言えないという場面もあり、全県的な研修だと気兼ねなく意見がいえるというメリットがあると思います。

椎野 私はちょっと違うのですが、地域の会では顔見知りが多いので安心して参加できますが、大きな研修に参加すると知り合いがいないので、緊張感が高くなって疲れます。

吉田 全県的に考えると、資格は取ったがケアマネ業務をしていない人も相当数いるはずですが、そのような人がケアマネ業務に付く時に、フォローアップ研修等を協会でご企画し、一人一人を大切

にする活動を期待したい。

大竹 協会の組織率はどのくらいですか。

和田 県内の登録者が約9,000人と聞いています。会員数が約1,000人弱ですから、凡そ11%といったところです。

大竹 「会員の人達のほしい情報とはなんだろうか」と考えることが大切だと思います。ケアマネの質の向上を考えると、電卓片手に給付管理が上手になることではなく、介護保険サービスの内容や目的、サービスごとの違い、地域の社会資源等を知っていること、利用者理解が出来ることだと思います。日頃の悩み事については、身近な地域の会の活動の中で解決していますので、協会にはもっと広い視点から啓発的な研修を期待したい。

望月 情報はできるだけ早いほうがいいです。今は、インターネット等で情報は瞬時に流れています。

和田 その点については、機関紙の情報量や頻度等について、協会としても反省するところですが、今年度は、研修部や地域の理事、地域の会の人達に協力してもらい、県内各地に出かけ、「ケアマネとサービス事業者との連携」をテーマに3回研修を行い、その結果を機関紙で発表するという情報提供をしてみました。

大竹 設立当初はあまり活動していない印象を持っていました、送られてくる情報も県の主催する研修会の案内だったりと。

地域の会と県協会との関係

和田 協会は県の助言もあり、平成13年に職能団体として設立されました。地域の会にもその地域の設立の事情があり、設立当初から地域の会との関係作りが課題でしたが、この点についてご意見を伺えますか。

吉田 確かに、身近な保険者からの情報をもとに当事者であるケアマネが最新情報を知らなければ仕事にならない。介護保険情報等はインターネットですぐに閲覧できますが、保険者との関係を保ちながら仕事をするためにも、地域の会の活動に参加することが一番だと思います。

大竹 地域の会では具体的情報と悩みや喜びを共有できるような研修を、協会の全体研修の中では、全体的な情報の確認や一般論から各論につながる研修の場を提供すること、会員のネットワーク作りという役割分担が必要ではないでしょうか。

門倉 受身型の会員としては、県の協会と地域の会とどちらにメリットがあるのかと考えながらも、とりあえず情報がほしいので入会している、と

というのが現実で、自己紹介のときにも言いましたが「会費に見合う情報量」がキーワードだと思っています。

協会のNPO法人化について

和田 最後になりますが、機関紙でも報告しています県協会のNPO法人化についてご意見をおうかがいします。

吉田 協会の活動を県内数箇所では支部化してほしいということは設立当初から希望していました。県協会が職能団体として活動するのであれば、一人一人の会員を支援していくことが必要で、全県で考えるのは無理があると思います。大きく分けた県内各地の中に地域の会が入るのか方法は色々考えられると思います。法人化の問題は他の職能団体の経緯を考へても実績が必要だと思います。

大竹 地域の会はイコール支部ではない、県の協会と協賛してその地区で研修会を開催するとか、コンセンサスを得るために段階を踏んでお互いに協力することが必要だと思います。法人化について意見を言わせてもらえば、メリットよりもリスクを考へることも必要で、会員一人一人が「自分たちの団体だ」と思わなければ会員も離れていくし、もっと話し合うことが必要ではないですか。

望月 埼玉県の特徴とか、協会の方針が明確に理解されることが前提ではないでしょうか。

椎野 恥ずかしいのですが、NPO法人自体がどういうものか分かっていません。会員の協力があって始めて成り立つと思うので、趣旨がハッキリしないと協力はできないと思います。

門倉 NPO法人の設立が協会活動の継続と堅実な組織作りに必要なことで、協会理事の負担軽減になるようなら、法人化も必要ではないでしょうか。

和田 今日、率直な意見を聞かせていただきましてありがとうございました。「情報の発信と受信」ということを考へるとまだまだ不十分で、反省しなければならないことも多くありますが、今回の座談会は、会員の皆様との情報交換のひとつとして企画させていただきましたが、大変貴重な意見を聞かせていただきました。

5月には総会も予定されていますので、会員の皆様が日頃、どのように協会のことを考へているのかということの一端がうかがえたと思います。今日は、お忙しい中ご協力ありがとうございました。今後ともご支援くださいますようお願いいたします。

研 修 案 内

「平成16年度日本訪問看護・在宅ケア研修」

内 容 「高齢者の心を支えるバリテーション」

日 時 平成16年 5月15日 土曜日

主 催 日本訪問看護振興財団

会 場 日本看護協会ビル

会 費 会員10,000円 非会員15,000円

問い合わせ先

渋谷区神宮前5 8 2日本看護協会ビル

☎03-5778-7001

「日本老年社会学会ワークショップ」

内 容 「痴呆ケア」加藤伸司 東北福祉大学

「ケアマネジメント」白澤政和

大阪市立大学

その他2講座が予定されています

日 時 平成16年 7月3日 土曜日

主 催 日本老年社会学会

会 場 仙台市情報産業プラザ

会 費 1講座に付き会員1,000円 非会員2,000円

問い合わせ先

学会事務局

☎03-3431-3715

「日本ケアマネジメント学会第3回研究大会」

内 容 「アメリカにおけるケアマネジメントの
新潮流」

ストレングスの発見とその過程

日 時 平成16年 7月11日 日曜日

主 催 日本ケアマネジメント学会

会 場 大阪国際交流センター

会費等 仔細は学会事務局へお尋ね下さい

☎03-5919-2245



埼玉県介護支援専門員協会 第4回定期総会のお知らせ

日 時 平成16年 5月15日 土曜日

13時 17時

会 場 さいたま市民会館浦和

多くの会員の皆様のご出席をお願いします

ほっとTime

さいた さいた
桜が咲いた
浮かれ気分を引き締めて
笑顔の一日
よーいドン



編 集 後 記

日本ケアマネジメント学会主催の認定ケアマネの第1回登録者の発表がありました。

第1回の登録者数は15名、今後5年間有効資格で、毎年、学会が指定する研修実績を積み重ねる必要があります。今年度は11月に第2回の試験が予定されています。埼玉県認定ケアマネ第1号を目指して会員の皆様頑張ってください。

埼玉県介護支援専門員協会事務局

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2-13-8

ほまれ会館内3F

TEL 048-835-4343 FAX 048-835-4344

Home Page <http://www.saitama-cm.com/>

E-mail s-shien@palette.plala.or.jp